2　この法律の施行の日（附則第五条第二項において「施行日」という。）から地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新地方交付税法附則第七条の四の規定の適用については、同条第一号ヘ中「平成二十八年地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法（次号ホにおいて「平成二十八年改正前の地方税法」という。）に規定する自動車取得税」とあるのは「自動車取得税」と、同号リ中「平成二十八年地方税法等改正法第九条の規定による廃止前の地方法人特別譲与税」とあるのは「地方法人特別譲与税」と、同条第二号ホ中「平成二十八年改正前の地方税法に規定する自動車取得税交付金」とあるのは「自動車取得税交付金」と、同号ヘ中「地方税法第百七十七条の六」とあるのは「平成三十一年地方税法等改正法第二条の規定による改正後の地方税法第百七十七条の六」とする。

（特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第二条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、平成三十一年度の予算から適用する。

（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五条　第三条の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（次項において「新特例交付金法」という。）の規定は、平成三十一年度分の地方特例交付金及び地方交付税から適用し、平成三十年度分までの地方特例交付金及び地方交付税については、なお従前の例による。

2　施行日から地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新特例交付金法第一条及び第三条の二第三項の規定の適用については、新特例交付金法第一条中「同法附則第十二条の二の十第二項」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号）第二条の規定による改正後の地方税法（以下この条及び第三条の二第三項各号において「平成三十一年改正後の地方税法」という。）附則第十二条の二の十第二項」と、「同法附則第十二条の二の十二第二項」とあるのは「平成三十一年改正後の地方税法附則第十二条の二の十二第二項」と、「同法附則第二十九条の八の二」とあるのは「平成三十一年改正後の地方税法附則第二十九条の八の二」と、「同法附則第二十九条の十八第三項」とあるのは「平成三十一年改正後の地方税法附則第二十九条の十八第三項」と、新特例交付金法第三条の二第三項第一号及び第二号中「地方税法」とあるのは「平成三十一年改正後の地方税法」とする。

総務大臣　石田　真敏
財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

所得税法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成三十一年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第六号

所得税法等の一部を改正する法律

（所得税法の一部改正）

第一条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二百三条の六」を「第二百三条の七」に改める。

第二条第一項第十六号中「有価証券」の下に「、第四十八条の二第一項（仮想通貨の譲渡原価等の計算及びその評価の方法）に規定する仮想通貨」を加える。

第四十五条第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二　森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）の規定による森林環境税及び森林環境譲与税に係る延滞金

第四十五条第一項第十二号を同項第十三号とし、同項第六号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　前号に掲げるものに準ずるものとして政令で定めるもの

第四十五条第三項中「第七号」を「第八号」に改める。

第四十八条の次に次の一条を加える。

（仮想通貨の譲渡原価等の計算及びその評価の方法）

第四十八条の二　居住者の仮想通貨（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項（定義）に規定する仮想通貨をいう。以下この条において同じ。）につき第三十七条第一項（必要経費）の規定によりその者の事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額を算定する場合におけるその算定の基礎となるその年十二月三十一日において有する仮想通貨の価額は、その者が仮想通貨について選定した評価の方法により評価した金額（評価の方法を選定しなかつた場合又は選定した評価の方法により評価しなかつた場合には、評価の方法のうち政令で定める方法により評価した金額）とする。

2　前項の選定をすることができる評価の方法の種類、その選定の手続その他仮想通貨の評価に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十七条の四第一項中「の株式（出資を含む。以下この項において同じ。）」を削り、「自己の株式」の下に「又は出資」を、「全部を」の下に「直接若しくは間接に」を加え、「株式のいずれか一方の株式」を「うちいずれか一の法人の株式（出資を含む。以下この項において同じ。）」に改める。

第八十三条の二第二項中「同項に規定する居住者として同項の規定の適用を受けている場合には」を「、次に掲げる場合に該当するときは」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該配偶者が前項に規定する居住者として同項の規定の適用を受けている場合

二　当該配偶者が、給与所得者の扶養控除等申告書又は従たる給与についての扶養控除等申告書に記載された源泉控除対象配偶者がある居住者として第百八十五条第一項第一号若しくは第二号（賞与以外の給与等に係る徴収税額）又は第百八十六条第一項第一号若しくは第二項第一号（賞与に係る徴収税額）の規定の適用を受けている場合（当該配偶者が、その年分の所得税につき、第百九十条（年末調整）の規定の適用を受けた者である場合又は確定申告書の提出をし、若しくは決定を受けた者である場合を除く。）

三　当該配偶者が、公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に記載された源泉控除対象配偶者がある居住者として第二百三条の三第一号から第三号まで（徴収税額）の規定の適用を受けている場合（当該配偶者がその年分の所得税につき確定申告書の提出をし、又は決定を受けた者である場合を除く。）

第八十五条第二項中「第二百三条の五第一項第五号」を「第二百三条の六第一項第五号」に改める。

第百二十条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、その年において支払を受けるべき第二十八条第一項（給与所得）に規定する給与等で第百九十条（年末調整）の規定の適用を受けたものを有する居住者が、当該申告書を提出するときは、次に掲げる事項のうち財務省令で定めるものについては、財務省令で定める記載によることができる。

第百二十条第三項第四号を削る。

第百二十一条第三項中「第二百三条の六（源泉徴収等）」を「第二百三条の七（源泉徴収）」に改める。

第百二十二条第一項後段を削り、同条第三項中「第百二十条第三項」を「第百二十条第一項後段の規定は前二項の規定による申告書の記載事項について、同条第三項」に、「規定は、」を「規定は」に、「ついて」を「ついて、それぞれ」に改める。